

（業者名）様

北部桧山衛生センター組合
組合長 高橋 貞光

指名競争入札の執行について

このことについて、あなたを入札参加者として指名したので、次の事項を承知の上、競争入札に参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 6 - 12
- (2) 事業名 ウレタンタイヤ購入
- (3) 納入場所 久遠郡せたな町北檜山区共和120番地6
- (4) 納入期限 契約締結日の翌日 ~ 令和7年2月20日

2 契約事項を示す場所 北部桧山衛生センター組合事務局

3 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月21日（火）午前9時30分 せたな町の入札終了後
- (2) 場 所 せたな町役場第2委員会室（3F）

4 入札保証金 免除します。

5 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。【税率10%】

6 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出してください。

7 現場説明・閲覧の日時及び場所

- (1) ~~現場説明~~ ~~年~~ ~~月~~ ~~日~~ ~~時~~ ~~分から~~ ~~場所~~
- (2) 閲 覧 令和6年5月10日から令和6年5月20日まで 場所 組合ホームページ

※土・日・祝日は、組合での閲覧はできません。

※公示用設計書閲覧用パスワード

eisei0612

（ホームページからダウンロードしたPDFファイルを開く際に必要となります。）

8 郵便又は電報による入札 認めません。

9 そ の 他

- コロナ感染防止対策の上ご参加ください。
- (1) 前 金 払 前金払はしません。
- (2) 部 分 払 部分払はしません
- (3) 契 約 保 証 金 免除します。
- (4) 予 定 金 額 非公表 （入札書比較金額 非公表）
- (5) 最低制限価格 設定していません。
- (6) 入札談合に関する情報があった場合、事情聴取、誓約書の徴取及び公正取引委員会へ通報を行うことがあります。
- (7) 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがあります。
- (8) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。
- (9) そ の 他 建設工事等競争入札心得（組合ホームページ「入札・契約」に掲載）
その他関係法令の規定を承知してください。
入札当日、連絡もなく会場へ来られない場合は指名停止となります。

建設工事等競争入札心得

(総則)

第1条 北部松山衛生センター組合が発注する工事請負等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください
(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は組合長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「〇〇工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札

- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為者に提出しなければなりません。ただし、当該契約が、北部松山衛生センター組合議会の議決に付財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当する契約であるときは、落札の通知を受けた日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決があった後本契約を締結します。

(入札保証金の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、組合に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を組合に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

(1) 保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他組合長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、組合を債権者とする工事履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証するものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、組合長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第18条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところに申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は、契約を解除することがあります。

令和6年度

ウレタンタイヤ購入仕様書

北部桧山衛生センター組合

第 1 章 総 則

本仕様書は、北部桧山衛生センター組合(以下「当組合」という。)が発注する、ホイールローダウレタンタイヤ購入に適用する。

第 1 節 計画概要

1、一般事項

当組合は、地域住民の健康で文化的な生活環境を守るため廃棄物を衛生的に処理をしています。ごみ処理業務が適正に維持管理を進める上でも、ホイールローダウレタンタイヤ購入について明記する。

2、件 名

ウレタンタイヤ購入

3、納入場所

北海道久遠郡せたな町北檜山区共和120番地6
北部桧山衛生センター組合(破砕処理施設)

4、納入期間

着手	契約締結日の翌日
完了	令和7年2月20日

5、車 種

コマツ WA100-6型 平成23年車

第 2 節 雑 則

1、全体計画

当組合のホイールローダウレタンタイヤが、亀裂及び消耗が激しい為に車両の作業能力低下を防ぐために、ウレタンタイヤを購入し交換するものであります。

2、適用範囲

本仕様書は、ウレタンタイヤ購入仕様書に明記されていない事項であっても目標達成の為必要な部品又は、性能上当然必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無にかかわらず受注者の責任においてすべて完備しなければならない。

3、疑 義

本仕様書又は、納入期間中に疑義が発生した場合、受注者は当組合監督員と協議し指示に従うものとする。

4、変 更

本納入にあたり、変更の必要が生じた場合には、当組合と協議をして指示に従うものとする。

第 3 節 納 入 品

本納入に供する使用材料及び納入品は、全ての用途に適合する欠点のない製品で、且つ新品とし日本工業規格(JIS)等が定めているものは、これ等の規格を使用するものとする。

第 4 節 保 証

本納入品の保証期間は、正式引渡しの日より12ヶ月とする。但し、当組合と請負者が協議のうえ別に定める場合にはこの限りではない。

保証期間中に生じた材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者負担において速やかに取替を行わなければならない。但し、当組合の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

第 5 節 提出図書

1、受注者は次の図書等を提出することとする。

着手届・完了届・納品写真・納品書・その他組合で指示する図書

2、申請図書

受注者は、納入に際し事前に承認図書等により、当組合の承認を得る事が出来るものは、事前に承認を得るものとする。

第 6 節 正式引渡し

納入完了後、正式に引渡しするものとする。但し、部分引渡しについてもこれを認めることとし、その都度検査を実施するものとする。

第 7 節 そ の 他

本納入品に際しては、次の事項を遵守するものとする。

1、危険防止

機器の危険防止対策を十分に行い労務者の安全対策を徹底し労務災害の内容に努めることとする。

2、現場管理

資材置場・資材搬入については、当組合と十分に協議し他に支障がないように計画し実施すること。

3、復 旧

他の施設・物件の損傷汚染防止に努めることとする。万一損傷汚染が生じた場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。

4、施 行

施行中は、組合職員がタイヤ交換作業施工時に立合うので、十分に協議後施行に従事して下さい。

5、そ の 他

その他質問がある場合は、組合職員まで申出ること。

